三　地域再生計画の区域の範囲　長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、魚沼市及び南魚沼市並びに新潟県三島郡出雲崎町、南魚沼郡湯沢町、中魚沼郡津南町並びに刈羽郡刈羽村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

○内閣府告示第五十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第百九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年三月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　石川県、金沢市及びかほく市並びに石川県河北郡津幡町及び内灘町

二　地域再生計画の名称　「交流と連携による歴史・文化の薫る賑わいの都市づくり」計画

三　地域再生計画の区域の範囲　金沢市及びかほく市並びに石川県河北郡津幡町及び内灘町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第五十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第七十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年三月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　石川県、小松市及び能美市

二　地域再生計画の名称　安全・安心による魅力あるまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　小松市及び能美市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第五十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第二百十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年三月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　石川県及び白山市

二　地域再生計画の名称　白山から日本海まで交流・連携・協働による活力あるまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　白山市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第五十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第二百九十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年三月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　白山市

二　地域再生計画の名称　白山の恵み、人の交流、埋もれた資源を利活用した「白山おもてなし再生プロジェクト」

三　地域再生計画の区域の範囲　白山市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生戦略交付金（四の六）及び農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（四の六）

○内閣府告示第六十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第七十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年三月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県及び岡谷市

二　地域再生計画の名称　安全安心で魅力のあるまち　岡谷

三　地域再生計画の区域の範囲　岡谷市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第六十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第百二十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年三月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県及び飯田市

二　地域再生計画の名称　山・里・街の魅力あふれる豊かな地域づくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　飯田市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第六十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第四百四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年三月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県

二　地域再生計画の名称　長野県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　長野県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

○内閣府告示第六十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第百三十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年三月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　岐阜県及び飛騨市

二　地域再生計画の名称　豊かな自然環境の持続と安定した暮らしのまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　飛騨市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第六十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第百三十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年三月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三